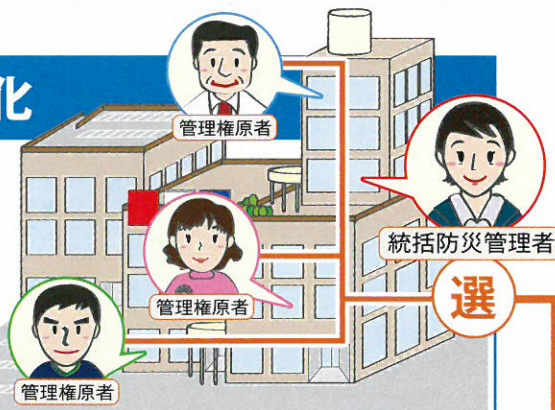


統括防災管理者

1 統括防災管理者の選任・届出の義務化

管理権原者(事業所の代表者等が該当します。)は、協議により選任した統括防災管理者に、建物全体の防災管理上必要な業務を行わせるとともに、消防機関に届け出ることが法律上規定されました。

※統括防災管理者は、防災管理講習の修了者などで、建物全体の防災管理業務に必要な権限及び知識を有するものとして、建物全体の防災管理上必要な権限が与えられていることなどを満たす必要があります。



統括防災管理者の選任が必要な防火対象物

共同住宅、倉庫、格納庫等以外の全ての用途で管理権原の分かれている以下のもの

- | | |
|--|-----------------------------------|
| ① 地上11階以上の防火対象物
(延べ面積10,000㎡以上) | ③ 地上4階以下の防火対象物
(延べ面積50,000㎡以上) |
| ② 地上5階以上10階以下の防火対象物
(延べ面積20,000㎡以上) | ④ 地下街
(延べ面積1,000㎡以上) |

※複合用途の場合は、共同住宅、格納庫等、倉庫部分を除いた規模

詳しくはお近くの消防機関にお問い合わせ下さい。

2 統括防災管理者の業務・役割の明確化

統括防災管理者は、建物全体の防災管理体制を推進するため、各テナント等の防災管理者と連携・協力しながら、以下のような業務・役割を行います。

- 建物全体についての防災管理に係る消防計画の作成
 - ・各テナント等の権限の範囲
 - ・防災管理業務の委託範囲
 - ・地震発生時の消防隊への情報提供など
- 建物全体の避難訓練の実施
- 廊下や階段等の共用部分の避難上必要な施設の管理

※全体についての防災管理に係る消防計画と各テナント等の防災管理に係る消防計画については整合性を図ることが必要。



3 防災管理者への必要な「指示権」の付与

統括防災管理者は、各テナント等の対応に問題があって、建物全体についての防災管理業務を遂行することが出来ない場合等に、各テナント等の防災管理者に対して、その権限の範囲において必要な措置を指示することができます。

- 例
- 廊下等の共用部分の転倒・落下の危険性のある物件撤去について
 - 建物全体の避難訓練の不参加者に対して参加を促すことについてなど

